

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	上下水道事業部 令和5年度分（必要に応じて令和6年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 6 年 7 月 23 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	上下水道事業部 上下水道事業政策課(TEL 259-7511)

指摘事項	措置状況
(水道事業) (1) 未収金の回収について 水道料金の過年度未収金は、前年度末と比較して521件の増、909,778円の減であるものの、令和6年3月末現在で4,135件、20,016,425円である。 今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。	水道料金の未収金回収対策として、営業関連業務委託受託会社との契約にかかる収納率に応じて報奨金、違約金が発生する制度を導入し徴収体制の動機付の強化を図るとともに、過年度未収金の一部を弁護士法人へ委託して回収強化を図っている。現年度分の収納対策としても、口座振替や金融機関、コンビニエンスストアでの収納のほか、モバイル決済(スマホ決済)及びクレジットカード決済の導入など納付方法を拡充している。 今後も、岐阜市債権管理調整会議の事務局と連携を密にし、未収金の回収に努める。
(下水道事業) (1) 未収金の回収について 下水料金の過年度未収金は、前年度末と比較して1,240件、12,958,846円のそれぞれ減であるものの、令和6年3月末現在で18,262件、132,025,114円である。 また、受益者負担金の過年度未収金は、前年度末と比較して927,072円の減であるものの、令和6年3月末現在で4,541,517円である。 今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。	下水料金の未収金回収対策として、営業関連業務委託受託会社との契約にかかる収納率に応じて報奨金、違約金が発生する制度を導入し徴収体制の動機付の強化を図るとともに、弁護士法人への過年度未収金一部徴収委託や滞納者の財産調査及び差押えの実施により回収強化を図っている。現年度分の収納対策としても、口座振替や金融機関、コンビニエンスストアでの収納のほか、モバイル決済(スマホ決済)及びクレジットカード決済の導入など納付方法を拡充している。 受益者負担金の未収金対策として、滞納者の財産調査及び差押えに加え、令和6年度から弁護士法人への過年度未収金一部徴収委託を開始して回収強化を図っている。 今後も、岐阜市債権管理調整会議の事務局と連携を密にし、未収金の回収に努める。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	市民病院 令和5年度分(必要に応じて令和6年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和6年7月23日
提出日	令和7年4月25日
担当	市民病院 病院財務課(TEL 058-251-1101 )

指摘事項	措置状況
(1) 未収金の回収について 未収金のうち、医業収益の過年度未収金は、前年度末と比較して4,177,608円の増であり、令和6年3月末現在で90,979,613円である。 また、医業外収益等の過年度未収金は、令和6年3月末現在で1,467,475円である。 今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。	医業収益の未収金については、令和6年度中に回収フローの見直しを行った。例えば、発生から弁護士委託への期間を短くし(最短で3ヶ月)、現年度発生未収金の早期回収となるよう対応した。過年度未収金については、分納もしくは弁護士委託の対応を継続しており、早期回収できるよう対応済みである。 医業外収益等の過年度未収金1,467,475円のうち905,214円についてはこれまでに督促等を進めてきたが、本人宛所不明等で未回収となっているため、回収の見込みがないとの判断に至り、令和6年度に不納欠損処理をした。
(2) 適正な財務会計事務の執行について ア 政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条は、支払の時期を書面により明らかにしないときは、「相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなす」と規定している。 しかしながら、令和5年3月12日に実施した看護師採用試験に係る適性検査判定委託料19,140円(支払期日3月28日)について、6月1日に支払われていた。	採用試験を実施した際には、試験日ごとに試験問題の利用部数を執行管理表に入力し、課内で共有することとした。 また、適切な時期に支払われているか月末に財務会計システムと執行管理表を照らし合わせて確認することを徹底することとした。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	市民病院 令和5年度分(必要に応じて令和6年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和6年7月23日
提出日	令和7年4月25日
担当	市民病院 病院財務課(TEL 058-251-1101 )

指摘事項	措置状況
<p>イ 岐阜市病院事業企業会計規程第44条は、主管課長は、事業年度、支出科目、支出金額、債権者名等が適正であるか否か調査し、支出伝票を作成し、管理者の決裁を受けなければならない旨規定している。</p> <p>しかしながら、令和5年4月7日付けて託児所の利用を終了した職員A及び職員Bに係る4月分の託児料について、日割計算を行うべきところ、1か月利用した場合の託児料を5月支給の給与から控除していた。さらに、職員Aについては、5月の託児所の利用がないにもかかわらず、1か月利用した場合の託児料を6月支給の給与から控除していた。</p> <p>また、看護専門学校が前金払としている23種類の年間定期購読雑誌のうち、令和3年度に1種類の購読代金3か月分3,645円(令和4年1月分から3月分)が、また、令和4年度に他の1種類の購読代金1か月分2,475円(令和4年4月分)が、それぞれ二重に支払われていた。その後、令和5年8月24日に当該二重支払した購読代金合計6,120円が返金されていた。</p> <p>今後は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律及び岐阜市病院事業企業会計規程を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>令和5年4月から5月にかけて発生した託児料の誤控除については、6月20日に発覚し、すぐに退所児童の保護者に連絡をとり、返金する旨を伝え、6月22日に返金手続きを済ませた。事案発生後、複数の職員により入退所日や託児料の計算方法等を確認し、再発防止を徹底した。</p> <p>定期購読雑誌を含めた書籍の注文について、個々の納品状況を確認するため作成していたチェック表に、支払い状況の項目を追加し、受領した請求書に支払い済みの品目が含まれていないか容易に確認できるようにした。また、同チェック表を病院政策課と共有し、支出命令書の稟議の際、別の担当者によるダブルチェックを行うこととした。</p>

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	市民病院 令和5年度分(必要に応じて令和6年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和6年7月23日
提出日	令和7年4月25日
担当	市民病院 病院財務課(TEL 058-251-1101 )

指摘事項	措置状況
<p>(3) 適正な事務執行について</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項は、職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、同項各号に掲げる勤務の形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる旨規定している。</p> <p>また、育児短時間勤務の承認を受けた職員の給料月額は、岐阜市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程第3条第1項の規定により、当該職員の受ける号給に応じた額に、岐阜市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第2条第2項で規定する病院事業管理者が定める当該職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とされている。</p> <p>しかしながら、看護師Aが育児短時間勤務の承認を病院事業管理者に請求する際、当該勤務期間は子が小学校に就学するまでの3月31日までとすべきところを、誤って5月31日までと請求し、これにより、育児短時間勤務の辞令についても、当該勤務期間を誤って5月31日まで発令されていた。さらに、看護師Aは実際には4月1日からフルタイムで勤務していたが、給与計算においては4月1日から5月31日まで育児短時間勤務として扱われたため、本来支給されるべき給与の額より4月支給分及び5月支給分それぞれ127,285円、合計254,570円少ない額が支給されていた。また、看護師Bが育児短時間勤務の承認を病院事業管理者に請求する際、当該勤務期間は子が小学校に就学するまでの令和6年3月31日までとすべきところを、誤って5月6日までと請求し、これにより、育児短時間勤務の辞令についても、当該勤務期間を誤って5月6日まで発令されていた。</p> <p>今後は、地方公務員の育児休業等に関する法律、岐阜市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程並びに岐阜市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>育児短時間勤務承認請求書の記載内容が適切であるか、二人以上の職員により、チェックシートを用いて確認することとした。</p> <p>また、育児支援制度を利用する際の事務手続き、制度の概要や種類等について院内ポータルにより令和5年6月16日に周知した。</p>

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	市民病院 令和5年度分(必要に応じて令和6年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 6 年 7 月 23 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	市民病院 病院財務課(TEL 058-251-1101 )

指摘事項	措置状況
(4) 交通事故の防止について 令和5年4月から令和6年3月までの間に、公用車の後退時における事故が1件発生し、職員が同乗していたが、降車及び誘導をしていなかった。 後退時の安全確認の励行について指導されたい。	後退時の安全確認で降車し誘導するよう所属長を通じて指導したほか、交通法令違反や交通事故はその内容により懲戒処分が科されるものであり、公務中や公務外においても交通法規を遵守するよう各所属での朝礼や新人研修において周知した。 また、実際に交通事故が発生した場合は、所属長を通じて職場全体に安全確認や事故発生時の対応について都度周知した。
(5) 個人情報保護の徹底について 個人情報の保護に関する法律第67条は、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。また、同法第66条は、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならぬ。」と規定している。 しかしながら、令和5年6月21日に看護師が外科外来の患者に渡した書類の中に、当該患者も含めた8名の個人情報(氏名、年齢、病名、手術の術式等)が記載された週間手術予定表が紛れ込んでいた。 今後は、同様な事案が起こらないよう、職員に対し、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報の取扱いに十分注意するよう指導徹底を図られたい。	個人情報が記載されているものは原則印刷しないこととした。やむを得ず個人情報が記載された書類を印刷する際は、印刷物が他の書類に紛れ込まないよう、印刷トレイに他の書類が残っていないことを確認してから印刷することや他人に印刷内容が見られないよう、パスワードを入力しなければ印刷できないように設定することを各所属の朝礼時に周知した。 看護部においては、印刷した個人情報の保管方法や印刷資料の廃棄の時期等について記載した「個人情報取り扱いの周知項目(取り扱い手順)」を令和5年9月6日付けで各所属に通知し、個人情報の適切な管理に努めている。 また、病棟や事務局等に個人情報の取り扱いについて掲示物を設置し、注意喚起した。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	市民病院 令和5年度分(必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和6年7月23日
提出日	令和7年4月25日
担当	市民病院 病院財務課(TEL 058-251-1101 )

指摘事項	措置状況
<p>(6) 適正な在庫の管理について 市民病院は、たな卸資産として、薬剤部は薬品を中央検査部は試薬をそれぞれ管理しており、毎年9月末及び3月末に実地たな卸を行い、その結果を管理者に報告している。</p> <p>令和5年3月31日に実地たな卸を実施した際、物流管理システム上で把握している在庫数と実際の在庫数に多数の過不足が発生していた。</p> <p>その後、これを受けて、改善に向けた取組がなされ、さらに令和6年1月に物流管理システムを更新したものの、令和6年3月29日に実地たな卸を実施した結果、物流管理システム上で把握している在庫数と実際の在庫数に引き続き過不足が発生していた。</p> <p>今後は、過不足が発生した原因を徹底究明し、再発防止により真摯に取り組み、たな卸資産を適正に管理されたい。</p> <p>昨年度の定期監査及び行政監査においても同様の指摘をしているが、物流管理システム上で把握している在庫数と実際の在庫数に過不足が発生していたため再度指摘するものである。しっかりと対応されたい。</p>	<p>令和5年4月以降、実在庫数とシステム在庫数の差異の原因について、返品入力漏れ等のヒューマンエラーによるもの、システムの仕様や連携によるものなど、考えられるものを洗い出した上で、各原因に対する対応策を検討・実施した結果、令和5年9月末の棚卸において、一定の成果を確認した。</p> <p>その後も対応策の実施・検証を進めるとともに、令和6年1月に更新した物流管理システムについて、新システムが適切に稼働するよう移行したデータの整備やシステム連携の確認・調整を行った上で、令和6年3月22日を起点日として令和6年3月末に棚卸を実施した結果、在庫数の過不足が改善していることを確認した。</p> <p>令和6年9月末の棚卸においては、同年3月末の棚卸実施後を起点として新システムの稼働後初めて6ヶ月の期間でのシステム在庫と実在庫の差異を確認したが、従前よりも過不足が大きく改善しており、原因究明が適切に行われてきたこと及びこれに対して講じてきた対応策が新システムの下で機能していることを確認した。</p> <p>令和7年3月末の棚卸においては、令和6年9月末よりもさらに在庫差異が改善されている。</p> <p>依然として在庫差異が生じている主な原因として、返品処理に係るミスが挙げられるが、返品処理が必要なパターンを整理し、事務処理マニュアル及びフローを整備した上で適切な返品処理に取り組んでいる。</p> <p>今後、より確実な返品処理を徹底し、継続して在庫差異の改善を図っていくとともに、棚卸結果の検証を行いながら、適正な資産管理を遂行していく。</p>

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	選挙管理委員会 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 6 年 10 月 15 日
提出日	令和 7 年 4 月 15 日
担当	選挙管理委員会事務局 (TEL 058-265-2161 )

指摘事項	措置状況
(1) 事故の防止について 令和5年4月8日、加納公園北側のフェンスに番線で固定し設置した岐阜県議会議員選挙及び岐阜市議会議員選挙の公営ポスター掲示場が、強風にあおられ、公園のフェンスを巻き込んで倒壊し、道路を通行していた車両1台を損傷させた。 今後は、同様の事案が起こらないよう、選挙の際、業務委託により一定期間設置される公営ポスター掲示場について、完了検査を適正に行うとともに、設置期間中の安全管理を徹底されたい。	令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙から業務委託の仕様書を変更し、受注者にポスター掲示場を設置した後、「ポスター掲示場施工状況チェックシート」を提出させることとした。また、従来、設置完了後に提出する写真は掲示場1か所につき正面を撮影した1枚としていたが、これに加え、背面または側面を撮影した写真も提出するように改め、より適切に設置状況の確認を行えるようにし、厳格な設置確認を行うことで、設置期間中の安全を管理することとした。 今後、同様の事案が起こらないよう、これまで統一地方選挙の掲示板は大型の1枚としていたが、掲示板を複数に分け、風の通り道を作るなど、令和9年の統一地方選挙に向けて事前に防ぐ対応策を検討している。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	行政部・公平委員会 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 6 年 10 月 28 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	行政部 行政課(TEL 内線3130 )

指摘事項	措置状況
(1) 未収金の回収について ア 土地建物貸付収入の過年度未収金は、前年度末と比較して1件の増、8,697円の減であり、令和6年7月末現在では3件、546,424円である。 今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。	債務者に対し年金から返済する約束を取り交わす等し、債権を確実に回収している。債務者に納付書を送付し、納付管理に努めた結果、令和7年3月末現在で2件、計387,376円（前年度末と比較し167,745円の減、1件は完済）となった。次年度以降も引き続き回収に努めていく。
イ 建物取去強制執行費用弁償金の過年度未収金は、前年度末と比較して件数は変わらず、金額は20,000円の減であるものの、令和6年7月末現在では1件、1,429,704円である。 今後とも、過年度未収金の早期回収に努められたい。	債務者に対し毎月5,000円を返済する約束を取り交わし、毎月確実に債権を回収している。令和7年3月末現在で1件、1,389,704円（前年度末と比較して60,000円の減）となり、次年度以降も引き続き回収に努めている。なお、長期の返済とはなるものの返済は時効中断の効果があるため、完済まで納付管理を欠かさないようにするほか、万が一未納が続くような場合は強制執行も視野に入れて対応している。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	行政部・公平委員会 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 6 年 10 月 28 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	行政部 行政課(TEL 内線3130 )

指摘事項	措置状況
(2) 適正な財務会計事務の執行について 令和5年12月改正（施行は令和6年1月）前の岐阜市予算規則第13条第1項（改正後は岐阜市会計規則第64条の2第1項に規定）は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、使用料及び賃借料の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあつたとき」と規定している。 しかしながら、統合サーババッヂシステム用プリントサーバソフトウェア一式について、令和5年9月11日付けで契約が締結されているにもかかわらず、令和5年12月1日に至るまで支出負担行為書が作成されていなかった。 今後は、岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。	令和5年12月1日に、例規、マニュアル等の保管場所を課内に周知し共有するとともに、研修を通じて、支出負担行為の意義などの理解を深めた。また、令和5年12月1日以降、週次の課内ミーティングでの契約事務の進捗報告のほか、毎月第3火曜日に契約・支払チェック表を用いて契約事務が適切な時期に漏れ誤り無く行われていることを確認している。さらに、令和5年12月1日以降、課長、係長等は、課内ミーティング以外にもTeamsのチャット機能、タスク管理等を活用し、より詳細な進捗状況を把握している。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	まちづくり推進部 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 6 年 11 月 13 日
提出日	令和 7 年 4 月 18 日
担当	まちづくり推進部まちづくり推進政策課（TEL：内線3719）

指摘事項	措置状況
(1) 未収金の回収について ア 住宅使用料の過年度未収金は、前年度末と比較して227件、3,317,600円の減であり、令和6年8月末現在では2,186件、38,018,425円である。 駐車場使用料の過年度未収金は、前年度末と比較して1件、4,920円の減であり、令和6年8月末現在では4件、23,100円である。 施設使用料の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和6年8月末現在では58件、400,200円である。 屋外広告物手数料の過年度未収金は、前年度末と比較して2件、14,160円の減であり、令和6年8月末現在では7件、127,540円である。 土地建物貸付収入の過年度未収金は、前年度末と比較して16件、348,209円の減であり、令和6年8月末現在では113件、8,990,533円である。 公営住宅使用弁償金の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和6年8月末現在では369件、13,672,000円である。 市営住宅退去修繕料の過年度未収金は、前年度末と比較して1件、126,610円の減であり、令和6年8月末現在では128件、8,436,636円である。 今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。	【住宅・空家対策課】 市営住宅の滞納者に対しては、「市営住宅家賃滞納に対する事務処理要綱」（法的措置を含む）に基づく対応に加え、福祉部等の関係部局と連携強化を図り、自主的な退去を促すなど未収金の削減に努めている。 また、令和7年度からの未収金回収の新たな取り組みとして、入居申込時や滞納時の分割納付誓約時に調査同意書等を任意で徴取する運用を開始した。これは入居者が住宅使用料や駐車場使用料を滞納した場合に、市職員が金融機関等へ取引状況等の調査を行うためのものである。 市営住宅退去修繕料の未収金回収の取り組みとしては、令和6年度から連帯保証人へ請求することを開始し、早期回収に取り組んでいる。
イ 空き家等適正管理弁償金の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和6年8月末現在では2件、2,056,751円である。 今後とも、過年度未収金の早期回収に努められたい。	周辺環境へ悪影響がある特定空き家等の所有者の所在が確知できないことから、令和4年度に空家等対策の推進に関する特別措置法の規定により、略式代執行による除却を行い、その費用を公示送達により請求を行ったが納付されず、その後、現在に至るまで半年に1回住民票及び戸籍調査を行い所有者の所在の把握に努めている。今後も調査を続け、未収金の回収に努める。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	まちづくり推進部 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 6 年 11 月 13 日
提出日	令和 7 年 4 月 18 日
担当	まちづくり推進部まちづくり推進政策課（TEL：内線3719）

指摘事項	措置状況
<p>(2) 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>岐阜市会計規則第60条は、繰越された調定が、翌年度の末日までにおいてなお収入済みとならなかったものは、同様に繰越調定を行わなければならない旨規定している。また、会計課作成の出納事務マニュアルには、過年度繰越の調定は、原則として出納整理期間がないため、4月1日以降に収入された場合、新年度の収入として扱う必要があると記載している。</p> <p>しかしながら、土地建物貸付収入の過年度繰越の調定において、4月1日以降に収入のあったものを、住宅課がExcelで作成している管理表では正しく新年度の収入としていたものの、財務会計システム上では令和5年度及び令和6年度において旧年度の収入としていた。</p> <p>今後は、岐阜市会計規則等を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>令和7年2月26日から財政課監修のもと、土地建物貸付収入の繰越調定マニュアルを作成し、同マニュアルに基づき係員2名が個別に作業している。</p> <p>また、財務会計システムで歳入予算整理簿を旧年度と新年度で実行、収入内容について、正しい年度で登録されているかを確認している。作業が正確に行われたかを係長が最終確認している。</p>

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	消防本部 令和6年度分(必要に応じて令和5年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和6年11月13日
提出日	令和7年4月23日
担当	消防本部消防総務課(TEL:058-262-7161)

指摘事項	措置状況
(1) 適正な財務会計事務の執行について ア 令和5年12月改正(施行は令和6年1月)前の岐阜市予算規則第13条第1項 (改正後は岐阜市会計規則第64条の2第1項に規定)は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、負担金、補助及び交付金の支出負担行為として整理する時期は「請求のあったとき又は指令をするとき」と規定しており、債務を負担することを決定するときを、支出負担行為を整理する時期としている。 しかしながら、令和5年度消防本部における多言語同時通訳業務に関する負担金について、令和5年4月1日付けで県と覚書が交わされていたが、令和5年6月6日に至るまで支出負担行為書が作成されていなかった。	岐阜市会計規則に定める支出負担行為として整理する時期、範囲及び必要書類について、課内研修を令和6年3月22日に行った。 従前から作成している新年度に実施する業務のチェックリストに、多言語同時通訳業務に関する負担金の支出負担行為を追記するとともに、同じ過ちを起こさないよう事務引継書にも明記するよう令和6年3月22日に指導した。 また、業務担当課である指令課の対策に加え、支払担当課である消防総務課においては、令和7年4月1日以降、毎月末に支出を伴う業務についての進捗管理(棚卸)を行うこととした。
イ 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるよう整理し、保管しなければならない。」と規定している。 しかしながら、消防総務課、消防課及び瑞穂消防署が備品管理システムに記録している備品について、廃棄手続を行うことなく廃棄されているものがあった。  今後は、岐阜市会計規則及び岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。	指摘のあった、物品が廃棄され、財務会計システムに登録が残っていたものについては、令和7年3月31日に廃棄に係る事務処理を実施した。 なお、令和7年1月6日に、毎年度末に各所属にて棚卸を実施し、財務会計システムと備品の整合性を図るよう職員に周知した。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	都市防災部 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 6 年 11 月 18 日
提出日	令和 7 年 4 月 21 日
担当	危機管理部危機管理課（内線2601）

指摘事項	措置状況
<p>(1) 適正な財務会計事務の執行について  ア 岐阜市会計規則第64条の2第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第2に定める区分によるものとし、別表第2では、使用料及び賃借料の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。</p> <p>しかしながら、自動車借上料（軽貨物自動車1台分）（令和6年10月1日～令和7年3月31日）について、令和6年6月28日付けで契約が締結されているにもかかわらず、令和6年9月9日に至るまで支出負担行為書が作成されていなかった。</p>	旧都市防災部内において、今回の事案について令和6年9月17日に報告及び説明を行い、会計事務マニュアルに記載されている支出負担行為として整理する時期について周知徹底を行った。 また、処理の漏れがないよう、庶務担当者が契約依頼書を作成するのと同時に、Teamsの業務管理タスク管理を設定することで、漏れのないように管理している。
<p>イ 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるよう整理し、保管しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、都市防災政策課が備品管理システムに記録している備品について、廃棄手続を行うことなく廃棄しているものがあった。</p>	廃棄手続きが漏れていた備品については、令和6年11月7日に備品管理システムにて処理を行い、会計課合議のもと、廃棄手続きを行った。
<p>ウ 岐阜市会計規則第63条第1項第2号は、「支出命令者は、支出負担行為を行う場合は、予算配当額を超過しないことに留意し、支出負担行為書を作成しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、能登半島地震に関する被災地支援に係る中長期派遣職員分の職員手当等（特殊勤務手当）について、予算流用を行うことなく予算配当額を103,000円超過して支払われていた。</p> <p>今後は、岐阜市会計規則及び岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	令和6年10月21日に予算の流用について起案し、令和6年度に見込まれる特殊勤務手当360,500円の予算を確保した。 今後、予算の執行状況について定期的に部内で情報の共有をし、予算が適正に執行されているか複数人で確認を行う。また、被災地派遣が生じた際には、予算の有無について確認を十分に行うとともに、予算が不足する場合には、財政課へ連絡、相談を行い、遅滞なく予算の流用を行うことで、同様の事案を発生させないよう徹底する。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	保健衛生部 令和6年度分(必要に応じて令和5年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 6 年 11 月 18 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	保健衛生部 保健衛生政策課 (TEL252-7192)

指摘事項	措置状況
(1) 適正な財務会計事務の執行について ア 令和5年12月改正(施行は令和6年1月)後の岐阜市会計規則第64条の2第1項(改正前は岐阜市予算規則第13条第1項に規定)は、支出負担行為として整理する時期は別表第2に定める区分によるものとし、別表第2では、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。 しかしながら、食品衛生課において、令和5年5月17日付けで契約が締結された食品衛生監視員の腸内細菌検査手数料は令和5年8月15日に至るまで、令和5年5月23日付けで契約が締結された子ども一日食品衛生監視員事業に係るバス借上料は令和5年8月15日に至るまで、保健衛生政策課において、令和5年5月29日付けで長期継続契約が締結された令和6年度分の自動車借上料は令和6年6月4日に至るまで、令和6年4月1日付けで契約が締結された一般廃棄物運搬料は令和6年6月6日に至るまで、保健予防課において、令和6年4月1日付けで契約が締結された岐阜市出産子育て応援ギフト(ぎふっこギフト)管理運営等業務委託料は令和6年6月10日に至るまで、それぞれ支出負担行為書が作成されていなかった。	令和6年10月から担当課において、Teams内に契約進捗状況一覧を作成し、係内での共有、担当課の担当係長による進捗状況を確認する体制とした。 また、令和6年10月から契約進捗状況一覧の保健衛生政策課への支出負担行為書の作成依頼日を担当係長が確認し、政策課への報告漏れを防ぐことを徹底した。 政策課においては、予算計上している事業に対し、事前に支出負担行為書作成の有無を確認し、予算執行管理表に支出負担行為書欄を設け、その作成状況を管理することとした。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	保健衛生部 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 6 年 11 月 18 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	保健衛生部 保健衛生政策課 (TEL252-7192)

指摘事項	措置状況
<p>イ 会計事務マニュアル（会計課）において、報償費の支出について、すみやかな支払いに努めなければならない旨記載されている。</p> <p>しかしながら、岐阜市救急医療体制協議会内科・外科系救急医療体制運営部会の報償費（委員3名分14,700円）について、令和5年11月14日の当該部会終了後、保健医療課は保健衛生政策課への支出負担行為書兼支出命令書の作成依頼を失念しており、令和6年6月26日、保健衛生政策課により支払漏れが判明し、7月1日に支払われていた。</p> <p>他方、会計事務の執行にあたり、次のとおり通知されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月15日付けで会計課長から全ての課長宛てに、令和5年度の未払金等については早急に事務手続きを行うこと。</li> <li>・5月22日付けで会計管理者から全ての部長宛てに、令和5年度の未払金等については出納整理期間内に確実に処理が完了するよう徹底すること。</li> <li>・5月22日付けで会計課長から全ての課長宛てに、令和5年度予算で5月中に支払わなければならないものの確認を入念にすること。</li> </ul> <p>しかしながら、保健衛生政策課の担当者は当該確認を行っておらず、また、部内で確認されることもなく、出納閉鎖となつた。</p> <p>今後は、岐阜市会計規則及び会計事務マニュアルを遵守するとともに、会計管理者等からの通知に従い、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>令和6年7月から保健衛生政策課政策係にてTeams内に執行状況表（報償費が発生する会議等の開催日、庶務担当者への支払依頼日、支払日など入力）を作成し、係内で共有をしたうえで、政策係担当者が執行状況を入力するとともに、政策係長が執行状況を確認する体制とし、マニュアルに記載した。</p> <p>また、毎週定期的に政策係長が執行状況表を確認することで、支払いに係る通知があった際も、支払い漏れがないか確認することを令和6年7月から習慣化した。</p>

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	保健衛生部 令和6年度分(必要に応じて令和5年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 6 年 11 月 18 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	保健衛生部 保健衛生政策課 (TEL252-7192)

指摘事項	措置状況
<p>(2) 適正な事務執行について</p> <p>児童福祉法施行規則で規定する小児慢性特定疾病指定医の新規又は更新に係る申請書について、岐阜市児童福祉法施行細則第1条の5第2項は、市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、指定医に指定するときには小児慢性特定疾病指定医指定(新規・更新)通知書により、指定しないときには小児慢性特定疾病指定医指定(新規・更新)不承認通知書により、当該指定に係る申請者に通知するものとする旨規定している。</p> <p>また、児童福祉法施行規則で規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の新規又は更新に係る申請書について、岐阜市児童福祉法施行細則第1条の11第2項は、市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、指定小児慢性特定疾病医療機関に指定するときには指定小児慢性特定疾病医療機関指定(新規・更新)通知書により、指定しないときには指定小児慢性特定疾病医療機関指定(新規・更新)不承認通知書により、当該指定に係る申請者に通知するものとする旨規定している。</p> <p>さらに、令和5年11月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知による指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領は、指定医療機関の指定の申請又は更新について、都道府県知事等は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、速やかに申請者へ通知する旨規定している。</p> <p>しかしながら、医師並びに医療機関、薬局及び訪問看護事業者から隨時提出があった小児慢性特定疾病指定医又は指定小児慢性特定疾病医療機関に係る指定申請について、令和6年9月4日に薬局からの問い合わせにより、令和5年6月から令和6年9月13日までの間に提出された申請書56件全てについて、申請者に対して指定の通知をしていなかったことが判明したため、10月11日から10月24日までに順次、遅れて指定の通知をしていた。</p> <p>今後は、岐阜市児童福祉法施行細則及び指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領を遵守し、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>当該事案発生後、小児慢性特定疾病的業務において、実施すべき手続き等について年間スケジュール表を作成、係内で共有し、Teams（タスク管理機能）による進捗管理を行っている。</p> <p>また、同業務において実施すべき手続き等について、複数人で担当し処理できるようにするとともに、事務マニュアルの見直しを令和6年10月に実施した。</p> <p>加えて、同業務について、根拠となる例規を課内で共有し、法に基づく業務の実施について意識づけを令和6年9月に行った。</p> <p>今後も引き続き、適正な事務執行の確保に努める。</p>

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	保健衛生部 令和6年度分(必要に応じて令和5年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 6 年 11 月 18 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	保健衛生部 保健衛生政策課 (TEL252-7192)

指摘事項	措置状況
(3) 交通事故後の対応について 道路交通法第72条第1項は、交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者は、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない旨規定している。 しかしながら、令和5年4月20日に発生した交通事故について、事故当時、車が民家に接触したことを認識していたものの、詳細な状況を確認することなく、警察署に直ちに報告することを怠り、事故発生から3時間以上経過した後に警察署に報告を行っていた。 今後は、同様の事案が発生しないよう、交通事故を防止することはもとより、交通事故後の対応について指導されたい。	交通事故を起こした際の対応について研修を令和5年4月に行い、自動車事故処理マニュアルに従って、速やかに警察に連絡することを職員間で徹底した。 また、降雨や交通混雑が予想される時期には、朝礼時に交通事故防止の注意喚起を行う体制とし、交通事故発生防止に努めている。
(4) 公用車の後退時における降車及び誘導の徹底について 令和5年4月から令和6年8月までの間に、公用車の後退時における事故が4件発生し、そのうち3件は、職員が同乗していたが、降車及び誘導をしていなかった。 後退時に降車及び誘導をするなど、安全確認の徹底について指導されたい。	公用車の運転に関する研修を令和7年1月に行い、交通規則に従って安全に運転を行うことを徹底した。また研修の中で、同乗者は、後退、幅寄せ、駐車をする際には、公用車を降りて誘導・安全確認を行うこととし、運転者と同様に、車両の安全な運転に責任をもって同乗するよう徹底した。 また、令和6年9月にすべての公用車のダッシュボードに「同乗者は降りて必ず誘導を！」というシールを貼り、注意喚起を行った。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	保健衛生部 令和6年度分(必要に応じて令和5年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 6 年 11 月 18 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	保健衛生部 保健衛生政策課 (TEL252-7192)

指摘事項	措置状況
(5)会計年度任用職員に関する事務について  地方公務員法第35条は、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定している。 また、個人情報の保護に関する法律第67条は、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。 さらに、「岐阜市版『福業』ガイドライン」において、職員が、「福業」(副業)を行う場合においても、規則に基づく許可が必要であるため、上記活動を行おうとする場合、「営利企業への従事等の許可申請書(パートタイム会計年度任用職員においては、営利企業への従事等の届出書)」を所属長・所属部長の決裁を受け、任命権者に提出する旨記載されている。 しかしながら、母子訪問指導員は「営利企業への従事等の届出書」を提出していないにもかかわらず、令和5年6月21日にすくすく赤ちゃん子育て支援業務で知り得た個人情報を業務目的以外で利用(自身の生業である施術)し、対価を得ていた。 今後は、同様な事案が起こらないよう、地方公務員法、個人情報の保護に関する法律及び「岐阜市版『福業』ガイドライン」を遵守し、適正な事務執行に努めるとともに、地方公務員としての服務を全うするよう指導徹底を図られたい。	①職員研修の実施 令和6年7月末：母子訪問指導員に対し、「不祥事の根絶について」を用いて公務員倫理に関する個別研修を実施。コンプライアンスのチェックシートを回収した。 令和6年8月末：母子保健指導員に対し、母子保健指導員従事者研修会に合わせ、公務員倫理について再度研修を実施し、「営利企業への従事等の届出書」の提出を再周知した。 ②令和5年12月から、訪問を受けた市民に対し、アンケートを開始。母子訪問指導員等による訪問について意見や苦情を申し立てる仕組を確立し、毎月アンケート結果を部内、母子保健指導員と共有する体制とした。 ③さらに、毎年4月に実施する母子保健指導員辞令交付式にて、「不祥事の根絶について」を用いて公務員倫理に関する研修を実施する。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	市民生活部 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 7 年 1 月 27 日
提出日	令和 7 年 4 月 21 日
担当	危機管理部 危機管理課(内線2601)

指摘事項	措置状況
(1) 未収金の回収について 客引き行為等の禁止等に関する条例過料の未収金は、前年度末と比較して9件、450,000円の増であり、令和6年10月末現在では23件、1,150,000円である。 また、同条例過料に係る延滞金は、前年度末と比較して1件、5,700円の増であり、令和6年10月末現在では6件、13,700円である。 今後とも、客引き行為等の防止に努めることに加え、現年度未収金及び過年度未収金の早期回収に努められたい。	過料についての未収金を回収するため、納付指導するとともに、差押えを実行するなど対策を講じており、令和6年10月末現在の未収金23件について、令和7年3月末現在で12件回収した。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	市民生活部 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和7年1月27日
提出日	令和7年4月23日
担当	市民協働生活部市民協働生活政策課（TEL 内線2918）

指摘事項	措置状況
(2) 国民健康保険料及び国民健康保険税の収納率の向上について  国民健康保険料及び国民健康保険税の収納率は、令和5年度決算において、前年度比0.34ポイント増の80.99%であった。 しかしながら、令和6年10月末現在の滞納繰越分に係る収入未済額は1,425,397,660円である。 今後とも、現年賦課分の早期回収を図ることで滞納繰越の発生を抑制するとともに、滞納繰越分の早期回収に努め、更なる収納率の向上を図られたい。	令和6年4月より、税との徴収一元化により、現年度分の国保料徴収事務が納税課に移管され、滞納処分等の強化を図った。 また、新たな滞納者をつくらないため、口座振替の推進に加え、スマートフォン決済アプリ及びクレジットカード、ネットバンキングによる納付を奨励し、納付機会の拡大を図るとともに、毎週木曜日の夜間窓口、日曜日の休日窓口の開設で納付相談窓口の機会拡大を実施している。 現年度賦課分については、国保料収納センターから初期滞納者に電話催告を実施し、早期解決を図るとともに、催告書の発送を実施し、初期滞納者への早期接触による早期解決を図っている。 滞納繰越分については、令和6年度より分納不履行者の全件チェックを徹底し、分納不履行催告書を送付することで催告を強化した。
(3) 適正な財務会計事務の執行について  ア 岐阜市会計規則第64条の2第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第2に定める区分によるものとし、別表第2では、負担金、補助及び交付金の支出負担行為として整理する時期は「請求のあったとき又は指令をするとき」と規定しており、債務を負担することを決定するときは支出負担行為を整理する時期としている。 しかしながら、令和6年度国民健康保険事業費納付金（一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分及び介護納付金分）について、令和6年4月2日付けの県からの通知を受け、市が債務を負担することを決定しているにもかかわらず、令和6年7月9日に至るまで支出負担行為書が作成されていなかった。	令和6年7月に、既存の「事業費納付金基礎ファイル作成マニュアル」を「事業費納付金マニュアル」へ名称変更し、事業費納付金の納付に関する事項、支出負担行為を整理する時期について明記した。 令和6年8月より、国保・年金課管理運営係の年間スケジュールに組み込み、担当者がTeamsのタスク管理に入力し、完結しているかを係長が確認するものとした。また、国保・年金課庶務係において、支払いに関する進捗管理表を作成し、支出負担行為書・支出命令書の起票日を入力して、国保・年金課担当係と国保・年金課庶務係で進捗管理するものとした。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	市民生活部 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 7 年 1 月 27 日
提出日	令和 7 年 4 月 23 日
担当	市民協働生活部市民協働生活政策課（TEL 内線2918）

指摘事項	措置状況
<p>イ 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるよう整理し、保管しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、市民生活政策課が備品管理システムに記録している備品について、廃棄手続を行うことなく廃棄されているものがあった。</p> <p>今後は、岐阜市会計規則及び岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>指摘のあった当該備品については、3月24日に所定の廃棄手続きを行った。また、備品管理マニュアルに基づき、廃棄手続きを適正かつ速やかに行うことを職員に周知徹底した。</p> <p>今後は、備品管理システムに記録された備品と現物の備品の所在や数量を定期的に確認し、適正な管理に努める。</p>
(4) 事故の防止について 令和6年7月1日に北部事務所において、来所者がマイナンバーカード申請用の顔写真撮影のため丸椅子に着席する際、後方に設置されたパーテーションが可動式であることを知らず、パーテーションにもたれかかったことにより転倒し、後頭部を打撲する事故が発生した。 今後は、同様の事故が起こらないよう安全管理を徹底されたい。	事故直後、当日中（令和6年7月1日）に丸椅子の利用は控えることとし、背もたれのある椅子を準備した。（北部事務所を含む全事務所及び市民課） 職員による声掛けは行っているが、改めて写真撮影時等、十分な声掛けを行うことを再確認した。（北部事務所を含む全事務所及び市民課）

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	市民生活部 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 7 年 1 月 27 日
提出日	令和 7 年 4 月 23 日
担当	市民協働生活部市民協働生活政策課（TEL 内線2918）

指摘事項	措置状況
<p>(5) 国民健康保険の特別調整交付金の適正な申請について</p> <p>国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ヲの規定による特別調整交付金の交付方針及び交付申請額の算定方法等については、特別調整交付金交付基準が示されている。</p> <p>また、当該基準は、「被用者保険の被扶養者であった者に係る国民健康保険料（税）の条例による減免措置を実施した」額は特別調整交付金の交付申請の対象としている。</p> <p>しかしながら、国民健康保険の特別調整交付金について、総合行政情報システムの設定及び算出結果データの確認不足により、令和2年度から令和4年度にかけて、特別調整交付金交付基準で示された減免措置を実施した額を超えた額で申請したため、交付金が過大に交付されていた。</p> <p>今後は、本事案に係る対応策を反映した事務取扱マニュアルに従い事務を行うなど、再発防止に取り組むとともに、特別調整交付金交付基準を遵守し、適正に申請されたい。</p>	<p>令和5年11月より、総合行政情報システムから詳細資料を打ち出し、手計算で交付金を算定し、交付金担当者が算出した数字を国保・年金課庶務係の複数人で確認、点検するものとした。</p> <p>当該作業にかかる部分は交付金マニュアルに追加した。</p> <p>県への申請書提出時に詳細資料も提出し、県担当者においてもチェックを行うものとした。</p> <p>マニュアルに従い事務を行い、県とも連携を図り、特別調整交付金交付基準を遵守し申請している。</p>

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	都市建設部 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 7 年 1 月 27 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	都市建設部都市建設政策課(内線3502)

指摘事項	措置状況
(1) 未収金の回収について バス停上屋等損壊弁償金の過年度未収金は、前年度末と比較して件数は変わらず、金額は35,000円の減であるものの、令和6年10月末現在では1件、836,200円である。 今後とも、過年度未収金の早期回収に努められたい。	バス停上屋等損壊弁償金の過年度未収金は、令和7年3月末時点で1件、811,200円であり、当課でも、財務会計システムを通じて毎月、入金の確認を行っている。今後とも、毎月の支払い状況を確認するとともに、状況改善に向け未収金の早期回収に努めていく。
(2) 適正な財務会計事務の執行について ア 地方自治法施行令第159条第1項は、「歳出の誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡又は概算払いをした場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。」と規定し、同令第160条第1項は、「出納閉鎖後の収入は、これを現年度の歳入としなければならない。前条の規定による戻入金で出納閉鎖後に係るものについても、また同様とする。」と規定している。 また、岐阜市会計規則第32条第1項は、「収入命令者は、歳入を徴収しようとするときは、歳入の所属年度及び歳入科目に誤りのないこと等を調査し、直ちにこれを調定しなければならない。」と規定し、同規則第60条第1項は、「収入命令者は、現年度に係る歳入について当該年度の出納閉鎖日までに収入済みとならなかつたものがあるときは、その調定額を翌年度に繰り越さなければならない。」と規定している。 しかしながら、雑入（令和5年度分の欠勤後退職に伴う給与の戻入）について、出納閉鎖後の令和6年6月1日に直ちに調定すべきところ、8月5日に至るまで調定していなかった。	再発防止に向けた取り組みとして、都市建設政策課事務マニュアル（都市建設政策課収入事務マニュアル）に、戻入未済が発生した際に必要な事務処理、及び出納閉鎖に係る戻入未済の確認等を徹底する旨を追記するとともに、課内で研修を行い、周知徹底を図った。今後も事務マニュアルに基づき、適正な財務会計事務の執行に努めている。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	都市建設部 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 7 年 1 月 27 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	都市建設部都市建設政策課(内線3502)

指摘事項	措置状況
<p>イ 岐阜市会計規則第64条の2第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第2に定める区分によるものとし、別表第2では、負担金、補助及び交付金の支出負担行為として整理する時期は「請求のあったとき又は指令をするとき」と規定している。</p> <p>しかしながら、令和6年度土地区画整理事業補助金（鷺山中洲地区）について、令和6年9月3日に指令を発出しているが、令和6年11月25日に至るまで支出負担行為書が作成されていなかった。</p> <p>今後は、地方自治法施行令及び岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>本事案を受け、令和6年11月28日に</p> <p>①支払事務マニュアルに土地区画整理組合補助金交付事務（支出負担行為書の作成時期等）の内容を追記</p> <p>②決裁に添付するチェックリストに支出負担行為書作成に係る項目を追加</p> <p>③管理台帳を作成し、支払い事務について課内で共有以上の3点の対応を行った。</p> <p>その後、令和6年12月12日の課内研修にて、支払い事務の手順について課内全体に周知を行ったほか、担当が支払い事務を行う際は管理台帳に内容を記入することを徹底し、課長、係長は定期的に管理台帳による進捗管理を行うよう業務改善を行った。</p> <p>本事案以降、支払い事務の管理を担当一人ではなく、課長、係長も行うことで、課内全体で適正な財務会計事務の執行に努めている。</p>
(3) 事故の防止について	<p>刈払機、乗用除草機を使用して除草作業を行う場合は、公園管理作業マニュアルを遵守し、石などが周辺に飛散しないよう、パネル・シート・ネットを設置するなど、安全管理を徹底している。</p> <p>また、各公園管理事務所長及び各公園管理事務所員へ公園管理作業マニュアルの遵守に関する研修を毎年1回行い、周知徹底を図っている。</p>

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	経済部 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 7 年 2 月 27 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	経済部 経済政策課(TEL 265-3896 )

指摘事項	措置状況
<p>(1) 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>岐阜市会計規則第64条の2第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第2に定める区分によるものとし、別表第2では、負担金、補助及び交付金の支出負担行為として整理する時期は「請求のあったとき又は指令をするとき」と規定している。</p> <p>しかしながら、農林課において、令和6年5月29日付けで指令がされた「市民農園開設支援事業 My Sunny Garden 則武中」は令和6年8月16日至るまで、農地整備課において、令和6年7月8日付けで指令がされた「令和6年度 団体営かんがい排水事業補助金（茂地地区）」及び「令和6年度 団体営かんがい排水事業補助金（城田寺地区）」は令和6年9月18日至るまで、それぞれ支出負担行為書が作成されていなかった。</p> <p>今後は、岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。なお、支出負担行為書の作成時期に関する指摘については、令和2年度の定期監査及び行政監査並びに令和4年度の定期監査及び行政監査においても同様の指摘をしており、確実に対応されたい。</p>	<p><b>【農林課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3月に課内研修を行い、各手続きに係る回議書類に、その時点までに完了した手続きに日付を入れた当該事務全体のフロー図を添付するなどして、必要な手続きに漏れがないか決裁時に承認者が確認できるようにした。</li> <li>管理台帳には、交付決定日記載欄を設け、担当者は交付決定日が確定次第速やかに管理台帳に記載するとともに係長に報告し、係長は担当者から報告があり次第速やかにそれを確認するようにした。</li> <li>また、担当者、係長及び課長が毎月末に管理台帳のチェックを行うこととした。</li> </ul> <p><b>【農地整備課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>9月19日に会計事務マニュアルをもとに課内研修を実施し、不適正な事務処理の事例を共有するとともに、支出負担行為書を整理する時期等について再徹底を図った。</li> <li>以前より作成していた交付金の管理台帳に、交付決定通知の起案日、決裁日、支出負担行為番号、起票日の入力欄を追加し、部長決裁完了後にそれぞれ、担当係長が入力して進捗状況を確認できるように改善した。</li> <li>また、担当者、係長及び課長が毎月末に管理台帳のチェックを行うこととした。</li> </ul> <p>経済政策課においては、引き続き管理台帳の整備や支出事務の適正な執行について注意喚起を行うとともに、毎月末に費目担当が各課に対し進捗管理の状況について聞き取りを行う。</p>

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	経済部 令和6年度分(必要に応じて令和5年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 7 年 2 月 27 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	経済部 経済政策課(TEL 265-3896 )

指摘事項	措置状況
(2) 適正な事務執行について 新規就農者経営安定支援事業について、市は「岐阜市農林水産関係振興補助金交付要綱」において補助対象経費に対する補助率を定めており、県の「新規就農・経営安定支援事業実施要領」で定められた市に対する補助率と同率としている。  県は令和6年3月21日に要領改正（4月1日施行）を行い、補助率を「4分の1以内」から「3分の1以内」に引き上げ、翌22日に市へ通知した。しかし、市は要綱を改正することなく、県の要領改正後の補助率で2件の交付決定を行い、うち1件は申請者へ補助金を交付していた。 今後は、同様の事案が起こらないよう要綱改正の必要性の確認を徹底とともに、チェック機能の強化による再発防止に取り組み、適正な事務執行に努められたい。	・国、県事業であり、市が実施主体である事業について、県等の要領改正により補助率や基準が改正された場合でも市の要綱を改正する必要がなく、柔軟に対応できる記載に統一するよう12月12日に措置済み。  ・補助金交付決定の起案時に、補助金交付要綱等に適合しているか否かを確認する点検者を新たに設ける。
(3) 個人情報保護の徹底について 個人情報の保護に関する法律第67条は、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。また、同法第66条は、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならぬ。」と規定している。  しかしながら、鳥獣の捕獲許可に係る事務において、申請の申出があった2名の宛名を印刷した封筒に、それぞれの個人情報を記載した申請書を入れ間違えて令和6年3月22日に郵送していた。 今後は、個人情報の保護に関する法律を遵守するよう職員に一層の指導徹底を図るとともに、同様の事案が起こらないよう、個人情報の取扱いに十分注意し、漏えい防止のために講じた措置を着実に実行されたい。	・個人情報保護の意識の向上を図るため、職場研修を4月8日に行い、例規、マニュアル等に沿った事務手続を適正に運用している。  ・担当者及びその他の係員で、郵送物の封筒と許可証の氏名及び住所が一致しているか必ずダブルチェックし確認が取れてから封入している。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	福祉部 令和6年度分(必要に応じて令和5年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 7 年 2 月 27 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	福祉部 福祉政策課(内線3007)

指摘事項	措置状況
(1) 未収金の回収について 介護保険料の収入未済額は、令和5年度末で170,233,850円であった。令和6年11月末現在では、滞納繰越分に係る収入未済額が157,628,213円である。 後期高齢者医療保険料の収入未済額は、令和5年度末で57,302,900円であった。令和6年11月末現在では、滞納繰越分に係る収入未済額が42,285,300円である。 今後とも、滞納繰越分の早期回収に努めることはもとより、現年賦課分の早期回収を図ることで滞納繰越の発生を抑制するように努力されたい。	(介護保険課) 介護保険料の未収金について、令和6年度より新たに預貯金等の差押えや執行停止を実施した。 また、給付制限の機会を利用した納付相談や電話催告等を引き続き実施し、未収金の早期回収に努めしていく。  (福祉医療課) 後期高齢者医療保険料の未収金について、以下の対策を実施し、未収金の回収に努めている。 ・毎年7月に発送する賦課決定通知に同封するお知らせや、1月に発送する保険料納付済額のお知らせ用の封筒等に、世帯主、配偶者、相続人の納付義務について記載 ・催告書発送(年6回) ・臨戸訪問

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	福祉部 令和6年度分(必要に応じて令和5年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 7 年 2 月 27 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	福祉部 福祉政策課(内線3007)

指摘事項	措置状況
<p>(2) 適正な財務会計事務の執行について  ア 令和5年12月改正(施行は令和6年1月)前の岐阜市予算規則第13条第1項  (改正後は岐阜市会計規則第64条の2第1項に規定)は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、需用費、委託料並びに使用料及び賃借料の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。</p> <p>しかしながら、以下の支出負担行為書の整理時期の遅延があった。</p> <p>(ア) 介護保険課において、令和5年4月27日付けで契約が締結された岐阜市基準緩和型訪問介護サービス従事者育成研修業務委託は令和6年3月8日に至るまで、令和5年5月11日付けで契約が締結された介護保険制度PRパンフレット印刷は令和5年8月15日に至るまで、令和5年10月26日付けで契約が締結された口腔機能向上介護予防普及啓発事業業務委託は令和6年3月19日に至るまで、それぞれ支出負担行為書が作成されていなかった。</p> <p>(イ) 福祉医療課において、令和5年6月30日付けで契約が締結された高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(ボピュレーションアプローチ)事業講座用パソコン等機器一式借上は令和5年9月12日に至るまで、令和5年7月12日付けで契約が締結された高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施歯科保健事業(ボピュレーションアプローチ)業務委託は令和5年9月12日に至るまで、それぞれ支出負担行為書が作成されていなかった。</p> <p>(ウ) 生活福祉一課において、令和5年8月23日付けで契約が締結された生活保護の手引き400冊印刷は令和5年11月15日に至るまで、支出負担行為書が作成されていなかった。</p> <p>(エ) 高齢福祉課において、令和5年9月1日付けで契約が締結された岐阜市地域包括支援システム導入業務委託は令和6年2月19日に至るまで、支出負担行為書が作成されていなかった。</p>	<p>(ア: 介護保険課)  契約進捗管理表と支払管理表を作成して、令和6年3月から契約事務担当課と支出負担行為書作成担当課で共有し、支出負担行為書の起案や支払期限、支払い完了など支払業務のスケジュール管理と進捗管理を複数人で行うこととした。</p> <p>(イ: 福祉医療課)  契約事務について担当者のみで進捗状況を管理し把握している状況であったことが原因であった。令和7年度より、契約進捗管理表と支払いチェック表を作成し、契約事務の進捗状況、請求書の受領日、政策課への提出日を記入し、スケジュール管理と進捗管理を複数人で行い、支払担当課とも進捗状況を共有することとした。</p> <p>(ウ: 生活福祉一課)  令和7年度より、生活福祉一課で見積書を受領し、福祉政策課に支出負担行為書の作成を依頼する案件(印刷製本費、消耗品費、修繕料等)について、チェックシートを作成し、見積書及び請求書の受領日、政策課への提出日を記録するとともに、支出負担行為書の作成や支出命令書の作成を担当課においても確認することとした。</p> <p>(エ: 高齢福祉課)  契約事務について、事務担当者のみが進捗状況を管理、把握している状況であったことが主な原因である。令和6年3月から課内で進捗管理表を作成し、複数人によりスケジュール確認を行う体制とした。また、支払担当課とも進捗を共有し、複数部署による管理体制とした。</p>

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	福祉部 令和6年度分(必要に応じて令和5年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和7年2月27日
提出日	令和7年4月25日
担当	福祉部 福祉政策課(内線3007)

指摘事項	措置状況
イ 岐阜市会計規則第32条第1項第2号は、収入命令者は、歳入を徴収しようとするときは、納入すべき金額、納入義務者、納期限及び納入場所について、法令等又は契約に照らし適正であることを調査し、直ちにこれを調定しなければならない旨規定している。 また、岐阜市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱第9条第1項第1号は、事業を利用する者は、事業の利用料の1割に相当する額を負担するものとし、ただし、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者に該当する利用者については、この限りでない旨規定している。 しかしながら、令和6年7月18日から7月31日までに岐阜市生活管理指導短期宿泊事業を利用した2名について、生活保護法に規定する被保護者に該当する利用者であり、利用者負担額が生じないにもかかわらず、それぞれ調定し、納入通知書を送付した結果、8月29日、2名から利用者負担額が納付された。	令和6年12月から、利用者負担額一覧に生活保護受給欄を設け、決定通知書と照らし合わせて、誤りがないことを確認する。 また、当該チェック後には、福祉政策課に調定を依頼する前に、必ず担当係長及び担当職員がダブルチェックを行い、利用者負担額一覧にダブルチェック押印欄を設け押印する。福祉政策課の担当職員は、当該ダブルチェックがされていることを確認した後に調定し、納入通知書を発行する。 さらに、当該事業の利用者一覧をデータで管理し、決定通知書及び利用者負担額一覧と紐付けを行うことにより、一元管理を行う。
ウ 岐阜市会計規則第65条第1項は、「支出命令者は、支出命令書(支出負担行為書兼支出命令書を含む。)を作成しようとするときは、予算の節及び債権者ごとに作成し、所属年度、支出科目、支出金額及び債権者名の正誤並びに支出の内容が法令等又は契約に違反する事実がないかを調査しなければならない。」と規定している。 しかしながら、以下の支払誤りがあった。 (ア) 障がい福祉課において、令和6年7月分のパートタイム会計年度任用職員B(1名)の報酬支払について、7月30日及び31日の各5時間、合計10時間分の勤務時間を含めずに集計し、処理したことにより、本来85,000円を支払うべきところ、誤って75,000円が支払われていた。	令和6年8月分から各月勤務最終日に記入した勤務表をパートタイム会計年度任用職員Bに渡し、確認後に署名、提出してもらうこととした。また同時に、勤務表チェックリストを新たに作成し、現在常にチェックリストにより点検・確認し、庶務担当者に提出している。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	福祉部 令和6年度分(必要に応じて令和5年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和7年2月27日
提出日	令和7年4月25日
担当	福祉部 福祉政策課(内線3007)

指摘事項	措置状況
(イ) 介護保険課において、令和5年3月分介護保険主治医意見書作成手数料について、通常の処理とは異なる手順で処理したことに伴う代替手段として支払情報を手入力したが、支払先を誤って入力したため、令和5年5月10日、A病院には4,400円支払うべきところ、さらに4,400円加算された8,800円が支払われ、また、B病院には4,400円を支払うべきところ、支払われなかつた。	当該事項について、相手方にお詫びと説明を行い、A病院からの返還とB病院への支払いを行った。 口頭でのダブルチェックのやり取りでは漏れが生じるので、チェック表を作成し、処理工程及びチェックに漏れがないか、明確になるよう可視化した。
エ 岐阜市会計規則第88条第1項は、「資金前渡を受けた者は、特別の事由がある場合のほか、当該資金の支払完了後7日以内に精算書を作成し、証拠書類添えて、支出命令者を経由して会計管理者に提出しなければならない。ただし、常時必要とする前渡金にあっては、毎月分を計算し、翌月5日までにその手続をしなければならない。」と規定している。 しかしながら、令和6年6月3日、毎月の資金前渡金から支給する災害見舞金について、令和6年5月分災害見舞金(5月1日300,000円受入分)の精算手続を行うべきところ、誤って6月分災害見舞金(6月3日300,000円受入分)の精算手続を行ったことにより、結果的に5月分災害見舞金は、7月1日に至るまで精算処理がされなかつた。	業務マニュアルを作成しており確認しながら処理を行ったが、業務繁忙や人員体制の状況から、精算手続きの錯誤が発生した。(この時は戻入の納付書を誤って出力してしまった。) 再発防止のため、令和6年8月から、戻入処理を含め精算処理の際に、精算処理対象月等、複数人で確認して処理することとし、再発防止に努めている。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	福祉部 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 7 年 2 月 27 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	福祉部 福祉政策課(内線3007)

指摘事項	措置状況
オ 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるよう整理し、保管しなければならない。」と規定している。 しかしながら、令和6年5月29日、障がい福祉課内の鍵付きの書庫において保管していた84円郵便切手117枚（9,828円分）が全て紛失していることが判明した。	当案件の発生を受け、返信用封筒を後納封筒（料金受取払郵便）に令和6年6月より切り替えた。 また、令和6年7月からは障がい福祉課をはじめ部内各課では切手を保管しないこととし、部内の切手を福祉政策課の保管庫で一括管理をして、鍵は課長が管理する方法に切り替えた。切手が必要な時は、福祉政策課の切手管理担当者へ必要枚数がわかる決裁等を示したうえで切手の受取を受ける運用とした。
カ 岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第5条第1項第3号は、事務補助に係るパートタイム会計年度任用職員の報酬は、勤務をした日の属する月の翌月の15日に支給する旨規定している。 しかしながら、福祉政策課において、高齢福祉課の令和6年2月分のパートタイム会計年度任用職員B（2名）の報酬支払について、支払関係書類としてパートタイム会計年度任用職員Bが1名ずつ記載された雇用者一覧表が2枚添付されていたにもかかわらず、1枚を見落としたため、当該1名が3月15日に支払われなかつた。	(高齢福祉課) 令和7年4月から、毎月、その月の支払の対象となる職員を1枚の雇用者一覧表に全員記載して作成するよう変更する。また、パートタイム会計年度任用職員Bの任用伺書に添付されている支払対象となる出勤表について、写しを作成（コピー）し、任用伺書及びその写しを福祉政策課へ手渡す。  (福祉政策課) 費目担当者が管理している定例の支払管理表に支払の対象となる人数についても記載する。また支払のために添付された書類については漏れがないか確認する。また、令和7年4月より支払管理表をteamsのタスク管理に添付し、係長が状況を確認できるような体制とした。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	福祉部 令和6年度分(必要に応じて令和5年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和7年2月27日
提出日	令和7年4月25日
担当	福祉部 福祉政策課(内線3007)

指摘事項	措置状況
(3) 適正な事務執行について ア 年4回(5月、8月、11月及び2月)の前金払としている支え合いの仕組みづくり推進事業業務委託料は、支払月初旬に都度、高齢福祉課の担当職員が受託事業者に電話連絡を行い、請求書を提出してもらう対応を行っていたが、令和5年8月31日の支払予定分2,809,000円について、電話連絡を失念し、支払がされていないことが判明し、10月30日に支払われていた。	担当職員は、受託事業者から支払月の10日までに請求書の提出がない場合、受託事業者に提出を求める徹底し、受け取った後は、福祉政策課へ速やかに支払依頼を行う。 支払事務が発生する業務は、支払管理表を作成し、担当職員に加え係長も支払い管理を行う。また請求書の個人持ち込みを防ぐため請求書保管ボックスを課内に設置し、複数の職員で確認できる体制を整備し、事務フロー、令和6年1月にマニュアルの作成を行った。
イ 年4回(4月、7月、10月及び1月)の前金払としている障がい者就労支援事業業務委託料は、支払月初旬に都度、障がい福祉課の担当職員が受託事業者に電話連絡を行い、請求書を提出してもらう対応を行っていたが、令和5年10月31日の支払予定分6,104,228円について、電話連絡を失念し、支払がされていないことが判明し、11月13日に支払われていた。	本件は、費目担当者が支払確認表を10月下旬に確認することを怠っており、支払処理をしていないことに気づくことができなかったこと、及び、年度当初に預かっていた全4回分の請求書を返却し、再提出をしてもう対応を行っていたところ、第3回分について相手方への請求書の提出を求めることが失念していたことが原因である。 そのため、費目担当者以外も支払確認表を確認するダブルチェック体制をとること、また、相手方から支払月の10日までに請求書の提出がない場合は、相手方に請求書の提出を求める対応をとることを徹底し、再発防止に努めている。 また請求書の個人持ち込みを防ぐため令和7年3月からは請求書保管ボックスを課内に設置し、複数の職員で確認できる体制を整備した。
ウ 令和4年9月28日に開催された第1回岐阜市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会に係る9名分の委員報酬81,900円及びその費用弁償8,060円について、令和5年5月23日、福祉政策課による前年度の審議会に関する報酬支払の確認の中で支払事務を失念していたことが判明し、5月30日に支払われていた。	本件は、民生委員・児童委員の3年に1度の改選期であり、例年より多く審議会を開催されていた中で、支払業務の進捗を把握できる仕組みになつておらず遅延に気づくことが出来なかつたことが原因である。 そのため、支払いも含めた業務進捗を支払管理表を利用し、担当だけでなく係長含めた係全体で進捗を管理することで再発防止に努めている。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	福祉部 令和6年度分(必要に応じて令和5年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和7年2月27日
提出日	令和7年4月25日
担当	福祉部 福祉政策課(内線3007)

指摘事項	措置状況
エ 令和4年4月15日に死亡した身体障害者相談員1名の令和4年4月分の報償費(報酬金額3,015円)について、令和4年5月13日に報償費を支払う旨の決裁が障がい福祉課長の承認を経て、福祉政策課長の決裁を受けていたが、その後、障がい福祉課は福祉政策課へ支払依頼をした、又は福祉政策課は支払依頼をされたという認識はなく、令和5年9月1日、福祉政策課による月途中に死亡した場合の支払方法の確認の中で支払がされていないことが判明し、10月10日に支払われていた。	(障がい福祉課) 支払い事務が発生する業務について、進捗管理がなされていなかったことが原因であるため、令和5年10月からは起案から支払い完了まで管理できるように台帳を作成し、担当者だけでなく係長も含め管理することで再発防止に努めている。  (福祉政策課) 本件は、支払いに係る決裁文書について、決裁を完了していたが、決裁後に支払いが完了したかどうかの進捗管理ができていなかったことが原因のひとつである。 そのため、支払いも含めた業務進捗を支払管理表を利用し、担当だけでなく係長含めた係全体で進捗を管理することで再発防止に努めている。
オ 障がい福祉課のフルタイム会計年度任用職員が令和6年1月29日から病気を理由に休暇となり、病気休暇の取得可能日数が4日間であるため、障がい福祉課の担当職員が庶務事務システムに1月29日から2月1日まで病気休暇(有給休暇)と入力し、2月2日から無給休暇と入力すべきところ、休暇制度の認識不足により2月2日以降も病気休暇(有給休暇)と入力した。また、当該フルタイム会計年度任用職員が令和5年10月から令和6年2月までに取得した女性健康休暇について、担当職員が庶務事務システムに無給休暇と入力すべきところ、休暇制度の認識不足により有給休暇と入力した結果、令和5年10月分から令和6年2月分までの給与において合計228,457円が過払いとなつた。 さらに、当該フルタイム会計年度任用職員の退職手当50,822円について、3月13日までに支払うべきところ、4月10日に支払われていた。 加えて、支払遅延に係る遅延損害金116円が5月16日に支払われていた。	病休処理など通常とは異なる事例が発生した場合は、人事制度マニュアル、諸手当の手引き、庶務事務システム研修テキストに加え、必ず例規を確認し制度の理解を図る。 また、毎月の初めに前月に提出された休暇届と庶務事務システムに入力した内容が正しかかを当該システムから打ち出した出勤簿にて、係長と係員でチェックするようしている。あわせて、チェック体制やチェック箇所等について、手順書を令和6年6月に作成した。異動の際など確実に引き継がれるようにしていく。 加えて、疑義等が生じた場合は担当係だけでなく関係部署に確認することで、認識誤りを防ぎ正確な業務遂行に努めている。福祉部各課内に病休取得者が判明した時点で福祉政策課に報告し、病気休暇の処理方法、庶務事務の入力方法などを確認する。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	福祉部 令和6年度分(必要に応じて令和5年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 7 年 2 月 27 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	福祉部 福祉政策課(内線3007)

指摘事項	措置状況
<p>カ 介護保険料は、市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者(第1号被保険者)又はその世帯構成員の前年所得金額に基づく市町村民税の課税情報により、介護保険料の賦課額を算定する。併せて、当該前年所得金額の区分に応じて、高額介護(介護予防)サービス費の利用者負担上限額及び特定入所者介護サービス費(居住費等・食費)の利用者負担上限額が設定され、当該上限額を超えた場合、市は介護給付費を支給する。</p> <p>また、地方税法第294条第3項は、市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課すことができる旨規定している。</p> <p>しかしながら、介護保険課の担当係長が平成28年度以降、市の住民基本台帳に記録されているものの、他の市町村で市町村民税が課されている介護保険の第1号被保険者又はその世帯構成員に対して、市町村民税に関する所得の照会を行わなかった。</p> <p>その後、法令上、時効が未到来で、介護保険料の請求及び介護給付費の返還請求ができるものについて、それぞれ介護保険料の差額納付分及び介護給付費の返還請求分を再算定した結果、令和4年度介護保険料は42名分2,002,000円が過少に算定され、平成30年8月から令和5年5月までの高額介護(介護予防)サービス費は9名分1,445,521円が過大に支給され、令和3年9月から令和5年7月までの特定入所者介護サービス(居住費等・食費)利用分の費用は1名分309,167円が過大に支給されていた。</p>	<p>当該事項について、相手方にお詫びと説明を行い、法令上、時効が未到来で、介護保険料の請求及び保険給付費の返還請求ができるものについて、それぞれ介護保険料の差額納付分及び保険給付費の返還請求分を再算定し、通知した。</p> <p>他の市町村で市町村民税が課されている者に係る保険料の賦課、高額介護(介護予防)サービス費及び特定入所者介護サービス費の利用者負担上限額の設定については、令和5年9月に事務マニュアルを修正するとともに、介護保険課内で事務マニュアルを一つにまとめ、介護保険課職員の誰からでも確認できるようにした上で、制度改正や運用改訂時には適宜見直しを行うこととした。</p>

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	福祉部 令和6年度分(必要に応じて令和5年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 7 年 2 月 27 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	福祉部 福祉政策課(内線3007)

指摘事項	措置状況
キ 介護保険料の口座振替は、普通徴収の対象者で、かつ口座振替の手続を行った対象者に対し、毎年6月から翌年3月まで毎月末に口座引落が行われる。 令和6年1月18日、介護保険課の担当職員が介護保険システムの保険料算定に係る例月の電算処理を実行する際、その処理を実行する運用事業者に対しパラメーターを指定する運用指示書において、「口座振替依頼年月日」欄に本来の処理日である2024年1月18日と記載するところを誤って2023年1月18日と記載し、指示したため、そのまま電算処理が実行され、介護保険料の第8期(1月分)1月31日引落分に1年前の口座情報が用いられた結果、1,465件分14,284,400円の口座振替が行われず、11件分57,500円が旧口座で引落とされた。	当該事項について、相手方にお詫びと説明を行い、改めて口座振替を行った。 運用指示書の作成については、入力時の注意点の記載など、変更箇所の記載を見直すとともに、運用指示書作成担当職員によるチェック以外に、該当業務の正副担当職員によるチェックを行うように令和6年2月から作成手順を改善した。 処理手順については、事前に検証環境にてテスト処理を行い、当日の本番環境での処理とで突合確認を行うように改善した。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	福祉部 令和6年度分(必要に応じて令和5年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 7 年 2 月 27 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	福祉部 福祉政策課(内線3007)

指摘事項	措置状況
<p>ク 介護サービス利用者が生活保護の被保護者である場合、介護サービス事業者は岐阜県国民健康保険団体連合会に介護サービス提供に要した介護給付費を請求する際、生活福祉一課及び生活福祉二課から被保護者情報の提供を受け、請求内容の内訳として保険請求額(介護保険課負担)、利用者負担額(0と記載)、公費請求額(生活福祉一課及び生活福祉二課負担)、公費分本人負担額を分けて記載し、請求する。岐阜県国民健康保険団体連合会は介護給付費を市に請求し、市が岐阜県国民健康保険団体連合会に支払う介護給付費のうち、公費請求額については、生活福祉一課及び生活福祉二課から岐阜県国民健康保険団体連合会へ支払われる。</p> <p>なお、被保護者でない場合、請求内容の内訳として保険請求額、利用者負担額を分けて記載する。(公費請求額及び公費分本人負担額は0と記載する。)</p> <p>また、介護サービス利用に係る利用者負担額は月ごとに一定の負担上限額があり、当該上限額を超えた場合、介護サービス利用者からの申請(初回のみ、2回目以降は申請不要)に基づき、申請者に高額介護(介護予防)サービス費を支給するが、介護サービス利用者が被保護者である場合、市は高額介護(介護予防)サービス費を岐阜県国民健康保険団体連合会へ支払う。</p> <p>介護サービス事業者が岐阜県国民健康保険団体連合会に被保護者の介護給付費を請求する際、被保護者であるため、本来であれば、保険請求額、公費請求額、公費分本人負担額を分けて記載し、請求すべきところ、誤って被保護者ではない取扱いとし、保険請求額、利用者負担額に記載、請求した結果、令和3年7月分から令和5年3月までの介護サービス利用分のうち、5か月分107,550円の高額介護(介護予防)サービス費を岐阜県国民健康保険団体連合会ではなく、利用者へ支給していた。</p>	<p>給付実績と介護券を突合し、相違がある場合は介護事業者に対し過誤申請するよう依頼することとした。(文書発送時は、ダブルチェックを受ける。)</p> <p>また、高額介護(介護予防)サービス費算定時に生活保護受給者を確認し、公費請求等がされていない者については支給対象者から削除する。(生保除外リストの作成時、ダブルチェックを受ける。)</p> <p>加えて、今回の事例を基に、令和6年2月に福祉部内のフローを作成し、マニュアルの見直しを行った。</p> <p>なお過大に支給した高額介護サービス費の返還請求は、令和5年11月8日に完納している。</p>

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	福祉部 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 7 年 2 月 27 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	福祉部 福祉政策課(内線3007)

指摘事項	措置状況
<p>ヶ 介護サービス利用に係る利用者負担額は月ごとに一定の負担上限額があり、当該上限額を超えた場合、市は介護サービス利用者からの申請（初回のみ、2回目以降は申請不要）に基づき、申請者に高額介護（介護予防）サービス費を支給する。</p> <p>介護サービス利用者1名の令和5年2月サービス提供分（5月15日支給分、3,926円）について、5月12日に当該利用者の子から介護サービス費の振込口座の変更届出があったため、5月15日の変更前口座への支給を停止し、6月15日に変更後口座へ支給すべきところ、口座変更手続を完了せず、誤って5月15日に変更前口座へ支給し、さらに6月15日に変更後口座にも支給した。</p>	<p>高額介護（介護予防）サービス費の支給について、担当職員と副担当職員がダブルチェックするように令和5年11月に事務マニュアルを整備した。またサービス費事務担当者及び介護保険事業報告（月報）事務担当者によるサービス費の支給額の確認を含め、必要な対応について整理した。</p> <p>時系列で業務を理解してすすめることができるよう、Teamsのチャット機能等を活用し、迅速な情報共有を図ることとしている。</p> <p>なお過大に支給した高額介護サービス費の返還請求は、令和5年11月13日に完納している。</p>

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	福祉部 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 7 年 2 月 27 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	福祉部 福祉政策課(内線3007)

指摘事項	措置状況
<p>コ 利用者の介護サービス利用に基づき、介護サービス事業者は岐阜県国民健康保険団体連合会に対し、月ごとに利用実績に基づく介護報酬を報告した後、岐阜県国民健康保険団体連合会から介護保険課に対し、給付実績情報がデータで提供される。介護サービス利用に係る利用者負担額は月ごとに一定の負担上限額があり、当該上限額を超えた場合、市は介護サービス利用者へ高額介護（介護予防）サービス費の申請勧奨（申請書を送付する。送付は初回のみ、2回目以降は申請不要）を行い、返送された申請書に基づき、申請者に支給する。</p> <p>令和5年7月、介護サービス事業者が、既に報告済みの令和5年4月分及び5月分の介護報酬を修正し、岐阜県国民健康保険団体連合会に報告したため、介護保険課に修正後の給付実績情報が提供された。高額介護（介護予防）サービス費の担当職員（A及びBの2名）は、既に修正前の給付実績情報に基づいた高額介護（介護予防）サービス費の申請勧奨が行われていた（その後、8月18日に提出）ことに気が付かず、修正後の給付実績情報に基づいた申請勧奨を再び行った結果、10月10日に申請書が提出された。なお、8月18日提出分は、担当職員Aが支給手続を進めていたが、口座番号が一致せず、振込不能となつたため、申請者に口座変更届出書を送付した結果、10月10日（申請勧奨を再び行ったことで申請書が提出された日と同日）に当該届出書が提出された。担当職員Bは、10月10日に提出された申請書に基づく支給手続を行う際、担当職員Aが行う届出書に基づく支給手続が進行中であったことに気が付かないまま手続を行つたため、11月15日、対象者1名に対し、修正前及び修正後の給付実績情報に基づく高額介護（介護予防）サービス費として、4月提供分14,311円及び5月提供分14,301円の合計28,612円が重複支給となつた。</p>	<p>システム上で申請重複の警告が表示された場合、複数の職員（主に高額介護（介護予防）サービス費支給担当2名）により確認し、給付実績等を調べる等して、原因を究明し対応することとした。</p> <p>また、対象者の口座変更届出書と申請書を分けずに保管することとした。</p> <p>加えて、今回誤った事例を基に、令和6年1月にマニュアルを見直し、フローを基にどの担当がどのタイミングでどのような作業をするのか明確にした。</p> <p>なお過大に支給した高額介護サービス費の返還請求は、令和6年1月25日に完納している。</p>

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	福祉部 令和6年度分(必要に応じて令和5年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 7 年 2 月 27 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	福祉部 福祉政策課(内線3007)

指摘事項	措置状況
サ 介護サービス利用に係る利用者負担額は月ごとに一定の負担上限額があり、当該上限額を超えた場合、市は介護サービス利用者からの申請（初回のみ、2回目以降は申請不要）に基づき、申請者に高額介護（介護予防）サービス費を支給する。 養護老人ホーム入所者の高額介護（介護予防）サービス費は、高齢福祉課において、入所者の収入に基づいた費用徴収基準の階層に応じた支弁割合により、入所者への支給額と市の老人福祉費への払戻し額を按分する。 高齢福祉課において、毎年7月に入所者の費用徴収基準の階層の更新を行っており、令和5年7月利用分の高額介護（介護予防）サービス費の按分は、更新後の新たな支弁割合を適用すべきところ、誤って更新前の支弁割合を適用したため、高額介護（介護予防）サービス費が4名分3,071円が過支給及び2名分925円が支給不足となった。	高額介護（介護予防）サービス費の支給額一覧について、対象者ごとにエクセルのシートを作成することを改め、当該一覧表にエクセルの突合関数で紐づけ可能な一覧表を新たに作成し、これに入力することで、修正漏れが発生しないようにした。 また、この入力用一覧表には、更新後の支弁割合を1年分入力し、担当職員と副担当職員がダブルチェックするように、令和6年1月に事務マニュアルを改めた。 さらに、高額介護（介護予防）サービス費の支給額一覧は、高齢福祉課に加え、介護保険課も確認するように改め、マニュアルを高齢福祉課、介護保険課の両課で所持し、支弁割合の更新失念、支給額の誤りが無いようにした。
シ 会計検査院が令和5年11月7日に行つた令和4年度決算検査報告において、令和3年1月13日に実施された書類検査による会計検査にて、令和3年度の生活扶助等に係る生活保護費の額の支給に関し、生活保護の被保護者に障害年金の受給権が発生していたにもかかわらず受給手続を促していなかったため、当該受給権の勧奨が不十分であると指摘された。生活福祉一課及び生活福祉二課の担当職員が被保護者に障害年金受給の手続を促した結果、受給できることに至り、遡及受給された障害年金が年金収入として認定されたため、3名分8,294,237円の生活保護費が過大に支払われたことになり、当該生活保護費の返還を求めた。	全課内研修(全課員が対象)において、障害年金等の受給可能性がある生活保護受給者の調査及び、被保護者に対し障害年金等を受給した場合には必ず申告するよう指導することを徹底した。 また、今後も課内新人研修等において、生活保護不正受給防止マニュアルを用いて継続的に調査の徹底を指導するとともに、被保護者の手帳情報及び障害者加算情報リストにより、月1回、障害年金の受給の有無の確認を行う。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	福祉部 令和6年度分(必要に応じて令和5年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 7 年 2 月 27 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	福祉部 福祉政策課(内線3007)

指摘事項	措置状況
ス 令和5年4月1日から児童発達支援事業所等に対して送迎自動車への安全装置の設置が義務化され、令和5年度中に事業所等が送迎自動車に子どもの置き去り防止の安全装置を設置した場合、1台当たり最大175,000円が補助される。 令和5年12月8日、18日、19日及び27日に5事業所から障がい福祉課に電子メールで送られた補助申請書類が未処理であったため、当該5事業所21台分に係る計3,549,310円の補助金の支払がされなかつた。	令和6年12月25日未払い分について補助金の支払いを完了した。 また、今後の対策として、補助事業に係る事務取扱マニュアルを令和7年3月に作成した。また、補助事業の実施に際しては、必要不可欠なチェック事項を取りまとめることとした。
セ 後期高齢者医療被保険者に対する令和3年度分(令和3年8月から翌年7月受診分)における高額介護合算療養費の支給にあたり、福祉医療課の担当職員が、支給対象者が福祉医療費受給者か否かの資格の確認を誤り、高額介護合算療養費対象者5,794名のうち1,556名を福祉医療費受給者とすべきところ、1,444名を福祉医療費受給者とし、112名を福祉医療費受給対象外とした。さらに、112名のうち福祉医療費受給者8名の高額介護合算療養費の支給については、是正の手続が間に合わず、岐阜県後期高齢者医療広域連合から市へ振り込むべきところ、令和5年9月4日、岐阜県後期高齢者医療広域連合から8名に110,022円を支給した。	表計算ソフトの操作手順を見直し、高額介護合算療養費の支給対象者と、福祉医療受給者台帳を、双方向からのマッチングを行い、整合性のチェックができるよう改善した。 また、前年度の実績件数と比較し、異常な変動がないことを確認した。 加えて、令和5年10月にマニュアルの修正を実施した。

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	福祉部 令和6年度分(必要に応じて令和5年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和7年2月27日
提出日	令和7年4月25日
担当	福祉部 福祉政策課(内線3007)

指摘事項	措置状況
<p>ソ 令和5年12月1日、指導監査課の担当職員が37の社会福祉法人に照会メールを一斉送信した後、回答のない23法人に対して、12月21日に、催告メールを一斉送信したが、その送信メール本文には、当初照会メールを送信した37法人分のメールアドレスが記載されており、そのうち、ホームページ等で公開されていない6法人のメールアドレスが催告メール送信先の23法人に漏えいした。</p> <p>今後は、事務処理マニュアル等に従い職務を確実に遂行されるよう職員に一層の指導徹底を図り、同様の事案が起こらないよう、不適正な事務執行に対する再発防止策が形骸化していないか有効性を点検し、チェック機能の強化による再発防止に部全体で真摯に取り組み、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>令和5年12月に外部にメールを送信する際の手順書を整備し、情報セキュリティ遵守意識の向上を目的として、課内研修を実施した。</p> <p>また、「福祉部 個人情報の漏洩防止対策(R6.7.1)」に基づき、今回の事案をテーマにした研修を年2回以上実施することとした。</p> <p>なお、メールを送信する際は、添付ファイルの有無にかかわらず、宛先のアドレスに間違いはないか等を課長が確認することとし、引き続き情報漏えいの防止に努める。</p>
(4) 個人情報保護の徹底について 個人情報の保護に関する法律第67条は、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。また、同法第66条は、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならぬ。」と規定している。 しかしながら、以下の漏えい又は不当な利用があった。	<p>令和6年2月28日に委託事業者に作業手順の見直しを指示。大きな見直しとしては、一度ホチキス止めされた運転免許証や通帳の写しのホチキスを外し貼付し直すという作業をなくすることで、貼付し直すことによる誤貼付リスクを排除するよう改善した。</p> <p>なお、作業環境において、何万枚もの書類があり、作業机上に他の書類が混同してしまうリスクがあるものの、作業机上で対象者1人のみの書類で作業することは困難であることから上記リスクの排除の他、下記のとおり作業手順の見直しにより、作業環境におけるリスクを補った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2名1組での実施</li> <li>・作業完了までは離席しないなど</li> </ul> <p>また、作業者が作業時にその場で確認できる手順書を作業工程ごとに新たに作成し、作業体制を見える化し改善。</p> <p>加えて、事案発生後、個人情報の取扱いについて委託事業者による作業者への研修を行わせ、個人情報取扱への意識強化を図った。</p>
ア 令和6年1月26日、岐阜市物価高騰対応重点支援給付金の支給に関し、当該給付金の支給要件及び支給口座を確認する確認書を一斉発送し、2月21日、郵送提出された確認書類を開封、整理、内容確認する受託事業者が、1件の確認書の補正を求めるため返送する際、誤って別の対象者の運転免許証及び通帳の写しを同封した。	

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	福祉部 令和6年度分(必要に応じて令和5年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 7 年 2 月 27 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	福祉部 福祉政策課(内線3007)

指摘事項	措置状況
イ 令和5年8月24日、担当民生委員が令和5年9月分の生活保護決定通知書の封筒を被保護者宅に届ける際、誤って別の被保護者の生活保護決定通知書の封筒と併せて2通を郵便受けに投函した。	(生活福祉二課) 生活保護決定通知書の誤送付を防ぐため、令和6年4月から民生委員による投函ではなく郵送による方法に変更した。  (福祉政策課) 令和6年6月の民生委員・児童委員ブロック研修会において、個人情報取扱いの注意点等を、全民生委員・児童委員全員に説明、周知した。
ウ 令和5年5月1日、市が運営を委託する地域包括支援センターの担当職員が、当該支援センター利用者の介護予防サービス・支援計画書を通所介護事業所に送信する際、FAX番号を誤り、別の番号に誤送信した。 また、令和6年8月2日、高齢福祉課の担当職員が市内6か所の地域包括支援センターに緊急通報結果(2名の氏名及び体調に関する情報)の月次報告書を1件ずつメール送信する際、登録済みの別のメールアドレスを誤って選択し、送信した。	当該包括支援センターで職場研修を行い、個人情報や情報セキュリティの取扱について改めて徹底することを確認した。 また、高齢福祉課で「FAX送信時のチェックリスト項目」を見直し、令和5年5月31日に、全19か所の地域包括支援センターの職員を対象に情報セキュリティ研修を実施した。加えて、年1回の実地指導において、チェックリストの掲示と活用について確認を行っている。 加えて、福祉部の情報漏えい対策として、福祉部個人情報を守る「5つのルール」が定められ、課内に掲示するとともに研修を実施。また、福祉部独自の「福祉部個人情報の漏洩防止対策」が取りまとめられ、高齢福祉課では全職員対象に研修を行い、貴重品を扱うのと同様に個人情報を丁寧に取り扱い、漏洩を自分事と考えることを確認している。 事案発生後、朝礼時、本事案を課内で共有し、5つのルールの徹底や漏えい時の対応として、直ちに所属長及び部長へ報告し、指示を仰ぐことを再確認した。
エ 令和5年10月24日、福祉医療費受給者証(ひとり親家庭等)の年次更新に伴う受給者証の一斉送付に当たり、パートタイム会計年度任用職員B(2名)が誤って2世帯分の受給者証を1枚の封筒に封入した。 また、令和6年5月15日、福祉医療課の窓口において、後期高齢者医療保険の被保険者が市外に転出するに当たり、転出先市町村に提出が必要となる後期高齢者医療負担区分等証明書を申請するため来課された被保険者及びその親族に対して、誤って別の被保険者の証明書を交付した。	封入時の事務マニュアルを令和5年11月2日に整備し、封入作業者及び封入確認者によるチェック(世帯管理番号・住所が同一であるかなど)を徹底し、正しく封入作業ができているか確認するため、次の対策を実施することとした。 ・封入時にあらかじめ準備した受給者証がない場合、受給者証の再発行は安易に行わず、見つかるまで探す。 ・封緘前に職員4人(2人1組)による封入物と送付リストの突合を行う。 ・バッチで出力される帳票(受給者証と送付リスト)を50音順から郵便番号順にシステム改修し、同じ姓の誤封入リスクの軽減を図る。  窓口での証明書等の交付については、誤交付を防止するため、以下の対策を実施することとした。 ・システムの操作手順に関する研修の実施 ・交付時に発行者と異なる職員によるダブルチェックの徹底 ・交付時に証明書等の氏名を読み上げるなど、本人確認の徹底

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	福祉部 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 7 年 2 月 27 日
提出日	令和 7 年 4 月 25 日
担当	福祉部 福祉政策課（内線3007）

指摘事項	措置状況
オ 令和6年11月6日、柳津分室の窓口において、窓口応対した職員が、子の福祉医療費受給者証（子ども）を受け取りに来室されたA氏に対し、B氏に交付すべき子の福祉医療費受給者証（子ども）を誤って交付した。	窓口における証明書等交付時の本人確認マニュアルについて、目的の理解および責任の自覚につながるよう、具体的な表現に修正。個人情報保護や情報伝達時注意事項についても、柳津分室での具体的場面ごとに整理したマニュアルを令和6年11月29日に新たに作成した。 また、柳津地域事務所の運営マニュアルにも柳津分室との連携について記載し、これら全てのマニュアルを利用して係長から研修を実施済。案件の重大性に鑑み、個人情報取り扱いについては、福祉事務所長及び柳津分室長からも研修を実施した。 マニュアルや研修以外にも、物理的対策として番号札を作成し、運転免許証等による本人確認に加えて番号札でも二重に同一人物確認を行うよう、運用を変更した。加えて、証明書等交付申請書と福祉医療費受給者証を個々人ごとの番号付クリアファイルに保管。「交付時は、氏名等各項目を指差相互確認」などの注意喚起をクリアファイルに貼付した。
カ 令和6年5月30日、障がい福祉課の執務室内において、同課の職員が自身と同居していた親族が死亡したことにより、親族の戸籍謄本の取得に必要な情報（生年月日）を確認するため、自席のパソコンから福祉総合システムに不正にアクセスし、自身の世帯情報を閲覧し、世帯員の住所、氏名、生年月日及び年齢の掲載画面を印刷した。	個人情報持出しチェックリストの徹底や、注意啓発文書の掲示等を実施した。（私的な住民情報の閲覧をしないことを、課内の職員に周知を行った。） また、業務目的外の不正利用、アクセス権限の悪用は、個人情報保護法や岐阜市情報セキュリティポリシーに違反することを周知した。 なお、業務上取り扱う情報や紙の取扱いについて、紙でプリントアウトする必要がないものは印刷をしないこと、プリントアウトした場合もシュレッター等で完全に漏洩等防止を徹底することとしている。